令和６年度 中野区保育施設指導検査実施方針

１ 基本方針

　中野区では、喫緊の課題である待機児童の解消を目指し、保育定員の拡大のために民間保育事業所の誘致などに努めてきたため、民間認可保育所の検査対象施設は、現在１００施設を超えている（子ども・子育て支援法第58条8第1項に基づく幼児教育無償化の確認含む）。さらに令和４年４月１日に児童相談所を設置したことに伴い、中野区児童福祉施設等指導検査実施要項を制定、新たに東京都から移管された児童福祉法に基づく認可外保育施設、養護施設、乳児院等が加わった。こうした中で、量とともに保育の質の確保を両立し、中野区の保育の充実を図るためには、各種保育施設に対する指導検査の役割が一層重要となる。

この保育施設に対する指導検査は、児童相談所設置に伴い改定した「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱」及び新たに策定した「中野区認可外保育施設に対する指導監督要項」に基づき、保育施設に対する指導検査を行う。このような状況下で区と都がそれぞれの権限を行使するに当たり、効果的・効率的な指導検査を実施するためには相互の連携を密にする必要がある。

以上のことを踏まえ、区が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対し実施する一般指導検査については、事業が中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等、関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを個別具体的に詳らかにし、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。さらに、子ども・子育て支援法第５６条第１項に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対して実施する業務管理体制の整備に関する検査についても「中野区特定教育・保育提供者業務管理体制検査実施要綱」に則り、併せて実施する。

　また、重大な法令違反や虐待等、不適切な運営を行っている疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査等を実施する。

　　なお、錯誤、軽微な不適合の疑いがある場合には、指導検査前に調査等を踏まえ、確認を行う場合がある。

２ 一般指導検査の重点項目

1. 運営関係

ア 職員の確保及び処遇

* 1. 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

（イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

（ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

（エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ　安全対策の徹底

* 1. 児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。
  2. 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

1. 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

* 1. 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
  2. 保育所保育指針に基づく保育園の全体的な計画及び指導計画の編成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

1. 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
2. アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ　安全対策の徹底

* 1. 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。
  2. 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
  3. プール活動・水遊びや園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか
  4. 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われ、再発防止のための検証がなされているか。
  5. ヒヤリハット事例の検証等、事故を未然に防ぐ取り組みがなされているか。
  6. 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

1. 会計関係（主に認可保育所等）

ア 適切な会計処理の徹底

* 1. 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
  2. 計算書類等が適正に作成されているか。
  3. 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
  4. 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。
  5. 管理体制の確立

1. 会計責任者と出納職員を区分する等、内部牽制体制が確保されているか。
2. 資産管理が適正に行われているか。
   1. 契約事務の適正化
3. 契約手続を文書により明確化し、契約の透明性、正当制を客観的に証明しうるものとなっているか。
4. 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

３ 特別指導検査の重点項目

(１)運営関係

法令等を順守した適正な施設運営を行っているか。

(２)保育内容

　入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適正なものか。

(３)会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、子どものための教育・保育給付費が適正に使われているか。

４ 実施計画

1. 対象施設

ア 認可保育所

* 1. 小規模保育事業所

ウ 家庭的保育事業所

エ 幼保連携型認定こども園

オ 認可外保育施設

(子ども・子育て支援法第58条8第1項に基づく幼児教育無償化の確認)

カ その他（児童養護施設、乳児院）

1. 実施形態

ア 一般指導検査

* 1. 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設へ赴き、実施する。

実施に当たっては、必要に応じて、関係各課職員又は保育施設等に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

* 1. 実施単位

施設を単位として実施する。

* 1. 班編成

１検査班当たりの検査員は、原則として３人とするが、必要に応じて増減できるものとし、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

* 1. 実施通知

「中野区児童福祉施設等指導検査実施要綱」、「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱」、「中野区認可外保育施設に対する指導監督要綱」に基づき通知する。

* 1. 日程及び対象

具体的な日程及び対象については、別途起案のうえ決定する。

* 1. 特別指導検査
  2. 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

* 1. 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設を運営する社会福祉法人検査が同時に可能な場合は、合同で実施する。

* 1. 班編成

１検査班当たりの検査員は、原則として係長級以上の職にある者を班長とし、職員３名以上で編成する。また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。なお、必要により、東京都との合同実施とする。

* 1. 実施通知

「中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱」第９条の規定に基づき通知する。

1. 選定方針

ア 選定時点

* 1. 認可保育所、地域型保育事業所

原則として、令和６年４月１日時点までに開設した施設とする。ただし、令和６年４月１日以降に開設した施設についても、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

* 1. 認可外保育施設

原則として、令和６年４月１日時点で現存する施設とする。ただし、令和６年４月１日以降に開設した施設についても、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

* 1. 選定方法
  2. 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設
  3. 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確　　　認を要する施設
  4. 新規開設後、１年を経た施設

（エ）前回の指導検査から１年から３年経過した施設

* 1. 財務分析結果等の課題のある社会福祉法人が運営する施設（認可保育所｡

但し、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）

* 1. 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結　果において問題がある施設（認可保育所）
  2. 施設調査書を提出していない施設
  3. 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（認可保育所。但し、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて区が所管するものに限る。）
  4. その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

５ 関係団体等との連携

1. 国及び東京都

必要に応じて指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

1. 社会福祉法人の所轄庁としての区所管課（福祉推進課）
   1. 区が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、 福祉推進課が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
   2. 前項の社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、関係各課が相互に､必要な情報の交換を行う。
   3. 平成２９年度に福祉推進課に設置された中野区福祉サービス会計専門員を活用し、専門知識が必要な社会福祉法人会計の審査の精度を高め、指導検査に活用する。